

和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を
防止する条例施行規則

平成26年6月30日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例（平成26年和泉市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導及び勧告)

第2条 条例第9条の規定による指導は口頭により行い、勧告は勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第3条 条例第10条の規定による命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について告示することにより行うものとする。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所
- (2) 命令の内容及び命令に従わない旨
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第5条 条例第11条第2項に規定する意見を述べる機会の付与は、意見陳述通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。